

後期高齢者医療制度における
住所地特例の処理漏れについて

2025 年 5 月 30 日
郡山市市民部
国民健康保険課
課長 中村 勝義
TEL：924－2148

平成 24 年 5 月 2 日付で他県自治体から郡山市内の入所施設へ転入した方 1 名について、後期高齢者医療制度における住所地特例の処理が漏れていたことが判明しました。

1 判明の経緯

- ① 4 月 11 日（金）に他県自治体から、電話により郡山市内の入所施設に入所している方について、当該自治体で住所地特例の処理漏れが判明したため、郡山市へ状況確認があった。
- ② 同日、郡山市でも状況を確認し、本来は他県自治体の住所地特例対象者（被保険者）である方に対して、「福島県後期高齢者医療広域連合（以下、福島県広域連合と言う。）」の被保険者として処理していたことを確認し、問い合わせ自治体へ連絡するとともに、福島県広域連合へ状況報告をした。

（住所地特例とは）

他自治体の被保険者が施設等に入居（転入）した場合、入居（転入）前の自治体の資格が継続され（保険者が転入前自治体で変わらない）、多くの施設等が所在する自治体の介護給付や医療給付費が多くなるといった不利益を緩和する制度

※後期高齢者医療制度＝広域連合（県単位）が保険者となる

※住所地特例がある保険など：国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険



2 原因

- ① 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 8 月 17 日法律第 80 号）第 54 条により、「被保険者は、資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を後期高齢者医療広域連合に届け出なければならない。」と定められているが、施設に入所した平成 24 年当時、対象者の方が他県から転出される際に保険者に対して届け出を行わなかった。
- ② ①を防ぐため、転出元自治体や転入先自治体において、住民基本台帳法に定める届出があった際に、入所施設に転入した方に対するチェックが漏れていた。

3 市の対応

保険者である福島県後期高齢者医療広域連合に取扱いについて確認し、対象者の方へ経緯を説明し、御了解を得た上で、他県自治体と連携し次のとおり対応する。

① 資格の是正

本来、他県自治体の被保険者であるため、転出元である自治体において平成 24 年 5 月 2 日に遡及し資格取得手続きを行う。(令和 7 年 5 月 9 日処理済み)

② 資格喪失及び保険料の還付

他県自治体から資格取得の連絡をいただいた上で、郡山市において資格喪失及び保険料の還付処理(平成 24 年 5 月 2 日以降に受けた保険料全額+還付加算金)を行う。

【影響額】

還付保険料：2, 208, 200円 + 還付加算金(処理日で再計算)

※令和 7 年 6 月定例会(補正予算)により対応予定

4 再発防止について

① 市外からの転入者に対して、入所施設の住所地に転入届を出された方に対して、住所地特例対象の有無について定期的に確認し、従前の保険者への届出が未了の方に対しては申請等の勧奨を行う。

② 郡山市が保険者である、介護保険についても同様の制度があることから、介護保険において住所地特例を受けている被保険者データと定期的に突合をし、チェック漏れ防止を図る。